

第3章 応急対策

地震などの大災害が発生した場合、「港区災害対策本部」を設置し、災害応急対策を行います。

初期の災害応急対策は、「初期初動マニュアル」により行います。

1 組織計画

(1) 港区災害（緊急、警戒）本部の設置基準

① 港区災害対策本部の設置基準

防災対策の推進を図るため必要があると認めるときは、港区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置します。

■市本部が設置された場合

- ・本市域に震度5弱以上（大阪管区気象台発表）の地震が発生したとき
- ・本市域に特別警報が発表されたとき
- ・本市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき
- ・大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- ・その他市長が必要と認めたとき

■その他区長が必要と認めたとき

この場合は市長に報告します。

② 港区災害対策緊急本部の設置基準

災害により相当規模の被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、区本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において、港区災害対策緊急本部（以下「区緊急本部」という。）を設置します。

■市緊急本部が設置された場合

- ・本市域に震度4（大阪管区気象台発表）の地震が発生したとき
- ・相当規模の被害が広範囲にわたって発生したとき
- ・災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- ・その他副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長が必要と認めたとき

■その他区長が必要と認めたとき

この場合は副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長に報告します。

③ 港区災害対策警戒本部の設置基準

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策緊急本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において、港区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

■市警戒本部が設置された場合

- ・災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- ・その他危機管理監が必要と認めたとき

④ 震度 3 以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応

- ・大津波警報が発表された場合は、区本部を設置します。
- ・津波警報が発表された場合は、区緊急本部を設置します。
- ・津波注意報が発表された場合は、区本部において情報連絡体制を敷きます。

2 動員計画

(1) 動員基準

職員は次に定めた動員基準により災害対応にあたります。

ただし、区長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの基準と異なる動員体制をとることができます。

動員基準表

種 別	災 害 状 況	動員人員
1 号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき	全 員
2 号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき	職員の 1 / 2 以内
3 号動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	職員の 1 / 4 以内
4 号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	初期初動に 必要な職員
5 号動員 (風水害の場合)	災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置のとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	情報連絡に 必要な職員

■動員編成

- ・区長は、災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告します。
- ・区長は、所属員に対し動員計画を周知し、所属員の住所録を整備するなど、速やかに動員体制がとれるようにします。
- ・区職員は、地域防災計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施します。



(2) 動員体制

港区震災総合訓練の様子

①自動参集基準

<震災関係>

■震度 6 弱以上又は特別警報が発表された場合

全職員は、勤務時間外において本市域に震度 6 弱以上（大阪管区气象台発表）の地震が発生したとき又は特別警報が発表（大阪管区气象台発表）されたときは、1 号動員の指令があったものとして、速やかに、次に定める区分により参集します。

所属参集

港区役所職員は市本部要員を除きすべて港区役所に参集します（平成 27 年 3 月現在 177 名）

直近参集

災害発生時における港区の災害対策本部の初期初動体制の充実のため、港区内に居住する局勤務職員 21 名（直近参集職員）は、港区災害対策本部長の指揮の下、港区役所に参集し初期初動業務を行います。

■震度 5 強の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度 5 強（大阪管区气象台発表）を観測したときは、2 号動員の指令があったものとして、港区役所に参集します。

上記直近参集職員も、港区役所に参集します。

■震度 5 弱の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度 5 弱（大阪管区气象台発表）を観測したときは、3 号動員の指令があったものとして、港区役所に参集します。

■震度 4 の場合

職員は、勤務時間外において本市域に震度 4（大阪管区气象台発表）の地震が発生したときは、4 号動員の指令があったものとして、港区役所に参集します。

■港区緊急区本部員の自動参集

港区緊急区本部員（19 名）は、勤務時間外において本市域に震度 4 以上（大阪管区气象台発表）の地震が発生したときは、港区役所に参集します。

■震度 3 以下の地震または遠地地震による津波発生時

職員は、震度 3 以下の地震または遠地地震により、本市域に大津波警報が発表（大阪管区气象台発表）されたときは 1 号動員の指令があったものとして、津波警報が発表されたときは 4 号動員の指令があったものとして、津波注意報が発表されたときは 5 号動員の指令があったものとして、港区役所に参集します。

<風水害関係>

■特別警報が発表された場合

全職員は、勤務時間外に本市域に特別警報が発表（大阪管区气象台発表）さ

れたときは、1号動員の指令があったものとして、港区役所に参集します。

■暴風警報、暴風雪警報が発表された場合

職員は、勤務時間外に本市域に暴風警報又は暴風雪警報が発表（大阪管区気象台発表）されたときは、5号動員の指令があったものとして、港区役所に参集します。

■大雨・洪水警報が発表された場合

勤務時間外に本市域に大雨・洪水警報が発表（大阪管区気象台発表）されたときは、被害情報の収集ならびに区本部を設置する準備体制として、職員2名以上が港区役所に参集します。

■台風時等、事前に災害が予想される場合の参集

台風時等、事前に災害が予想される場合に対しては、事前に大阪市の警戒体制検討会議が開催され動員体制が決定されます。

職員は、台風時において勤務時間外に本市域に暴風警報が発表されたときは、事前に決定した動員体制をとるための動員指令があったものとして、港区役所に参集します。

②動員指令

動員の指令は、市長の命を受けて危機管理監が各所属長あて発するものですが、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができます。

3 応急避難計画

（1）避難の勧告、指示

①避難の勧告、指示の基準

避難の勧告、指示は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に行います。

- ・地震火災の拡大等により住民等に生命の危険が及ぶと認められるとき
- ・大津波警報または津波警報が発表されたとき。
- ・その他災害の状況により必要と認められるとき

②避難勧告、指示の内容

避難の勧告、指示を実施する者は、避難対象となる住民等に対し、次の事項を明確にして勧告又は指示を行います。

- ・避難勧告、指示者
- ・避難勧告、指示を必要とする理由
- ・避難勧告、指示の対象区域
- ・避難先及び所在地
- ・避難経路
- ・注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

③勧告、指示の区分

- ・避難勧告は、災害発生のおそれがある場合に行います。

- ・避難指示は、災害の発生が確定的となった場合、又は災害による被害が発生し、危険が切迫している場合に行います。大津波警報または津波警報が発表された場合、港区では避難指示を行います。
- ・区本部長は、市本部長に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ、区民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示をします。

【避難誘導における注意】

- 発災直後は、自主防災組織等を主体に組織ごとに避難所に避難して下さい。
この場合、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、妊産婦等（以下「避難行動要支援者」という。）を優先します。
その際、防災関係機関等の協力を得ながら可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された避難行動要支援者の安否を確認する必要があります。
- 避難に際しては、自主防災組織、隣近所等で助け合い、安全に行動できる服装とし、集団行動をとるとともに、携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものに止めて下さい。
- 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導して下さい。

（２）避難施設

①広域避難場所（港区：八幡屋公園）

同時多発火災が発生し、広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、市民の生命と安全を確保するための大規模な避難に適する場所として大阪市防災会議で指定された施設です。

②災害時避難所（港区：小学校 11 校、中学校 5 校、高校 2 校）

給食設備を有するか又は応急的に給食設備を利用できる施設であり、容易に搬送給食することができ、災害に対し安全と考えられる建築物で、原則として 2 ㎡（学校を災害時避難所とする場合は、1.6 ㎡）につき 1 人を基準として 50 人以上受入することができる建物とし、区長が指定します。

災害時避難所の鍵は、区本部においては、協働まちづくり支援課に保管しています。

③一時避難場所

広場、公園、空地等で、原則として 1 ㎡につき 1 人を基準として 200 人以上避難可能な場所で、区長が指定します。

(3) 要配慮者への対応

①安否確認とニーズ調査

災害発生後、自主防災組織は速やかに居宅に取り残された高齢者、障がい者等の安否確認とニーズの把握を行い、区本部及び区ボランティア活動支援センターへの情報提供と協力依頼をします。

②避難所への移動

区本部は、自主防災組織及びボランティアの協力を得て、避難所へ移動された人で支援を要する人については、福祉避難所へ移動を行います。

③要配慮者向け避難所の対応

- ・避難所主任は、要配慮者用備蓄物資等の活用とともに、区の福祉関係団体、自主防災組織の協力を得て、特別養護老人ホーム等社会福祉施設への緊急入所を必要とする場合については、福祉局に入所等の依頼を行います。
- ・福祉局は、災害発生後、社会福祉施設が入所者及び通所者の安全を確保するとともに、余裕スペースを活用し、緊急受入れのための準備を速やかに行えるように、平常時から協力要請を行います。

④応急福祉サービスの提供

区本部は、避難所及び社会福祉施設の支援を要する人の状況把握に努め、応急福祉サービス提供体制を整え、ホームヘルプサービス、入浴サービス、車椅子の手配等、ニーズに対応したサービス提供をきめ細かく行います。

(4) 津波における避難計画

①実施体制

気象庁では津波警報・注意報等を地震発生後速やかに発表することになっています。沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度4以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をすることとします。

- ・気象台からなんらかの通報が届くまでは海面状態を監視する。
- ・各地域では、津波警報・注意報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。

(注)・NHKは、放送終了後でも臨時に放送することとなっています。

②津波注意報の発表時

津波注意報（大阪府）が発表されたときは、港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行います。

③津波警報の発表時

津波警報（大津波又は津波）が発表されたときは、次によるものとします。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行います。

- ・港湾部（防潮扉及び水門閉鎖要員含む）及び水防関係機関は、迅速に水門、防潮扉の閉鎖を行います。
- ・同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上やその付近の滞在者に対して、避難の指示などを行います。
- ・海上停泊中の船舶で津波の被害を受けるおそれのある場合は、防災関係機関の協力を得て、沖合への移動を指示します。

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	- 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 - 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安全と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。

津波予報の発表基準及び内容

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(大阪市の津波予報区は「大阪府」)

大津波警報又は津波警報が発表されたときに、津波被害から市民・区民の方々の生命を守るため、緊急かつ一時的に避難できる施設として津波避難ビルを指定しています。

下記の指定要件を満たす建物を津波避難ビルとして提供していただける場合、ビル所有者又はマンション管理組合、区役所、連合振興町会の3者による協定を締結します。

(平成27年3月12日現在 公共施設32ヶ所、民間施設58ヶ所)

【津波避難ビルの指定の要件】

- 新耐震基準(昭和56年6月以降の耐震基準)を満たすもの。
- 鉄筋コンクリート(RC)又は鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)で地上3階建て以上。
- 緊急かつ一時的避難が可能な供用場所があり、大津波警報又は津波警報が発表された時に区民等が一時避難することが可能である。
- 津波避難ビルとしての使用に当たっては、無料で使用できること。

【避難のポイント】

津波から身を守るためには、少しでも早く、高いところに避難しましょう。

■地震の揺れの程度で自己判断しない

揺れが小さくても津波が起きることがあります。海岸や河川敷などでは、小さい揺れであってもまずは避難しましょう。

■「遠く」より「高く」に

既に浸水が始まってしまった場合は一刻を争います。「遠く」よりも「高い」場所に避難しましょう。近くのマンションやビルの3階以上に逃げ込むようにしましょう。

■避難に車は使わない

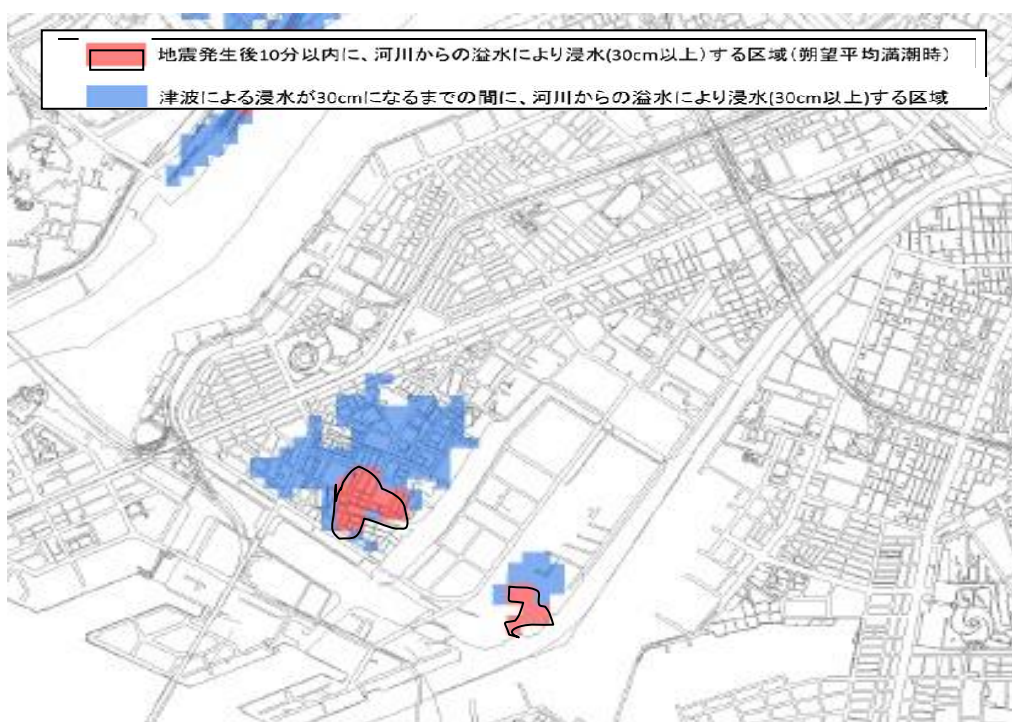
車で避難する事はやめましょう。平成5年(1993年)の北海道南西沖地震では、奥尻島青苗で避難する車で狭い道路が渋滞しました。そのため津波に飲み込まれ、多くの人が命を落としました。



(5) 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難

地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域内の住民等は、避難の勧告・指示によることなく、地震発生後速やかに避難を開始します。

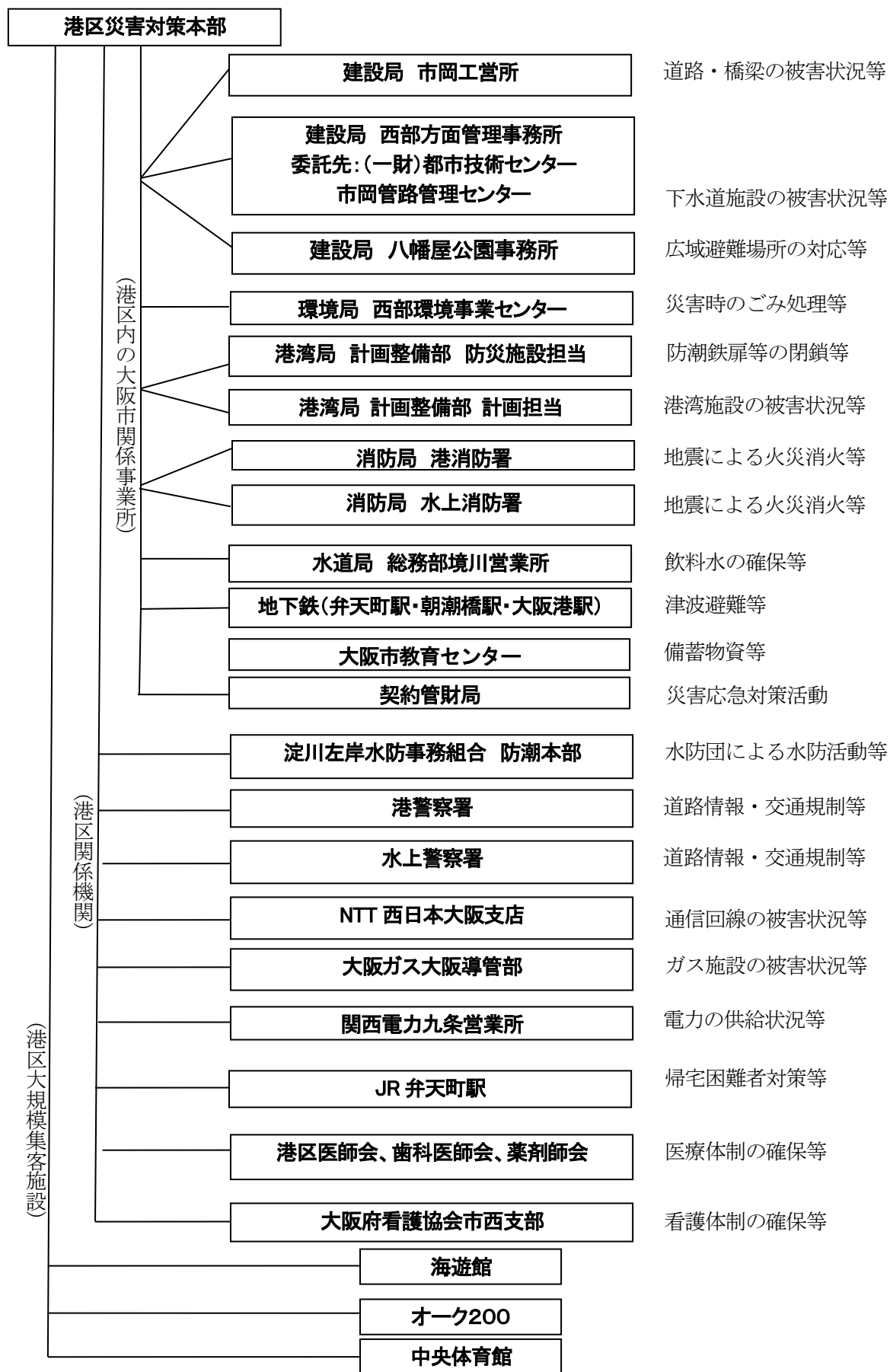
- ・地震発生後、速やかに津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難します。
- ・地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があるので、地震の種別にかかわらず速やかに避難を行います。



出典：平成 25 年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より

4 情報収集体制及び伝達系統

< 震災 >

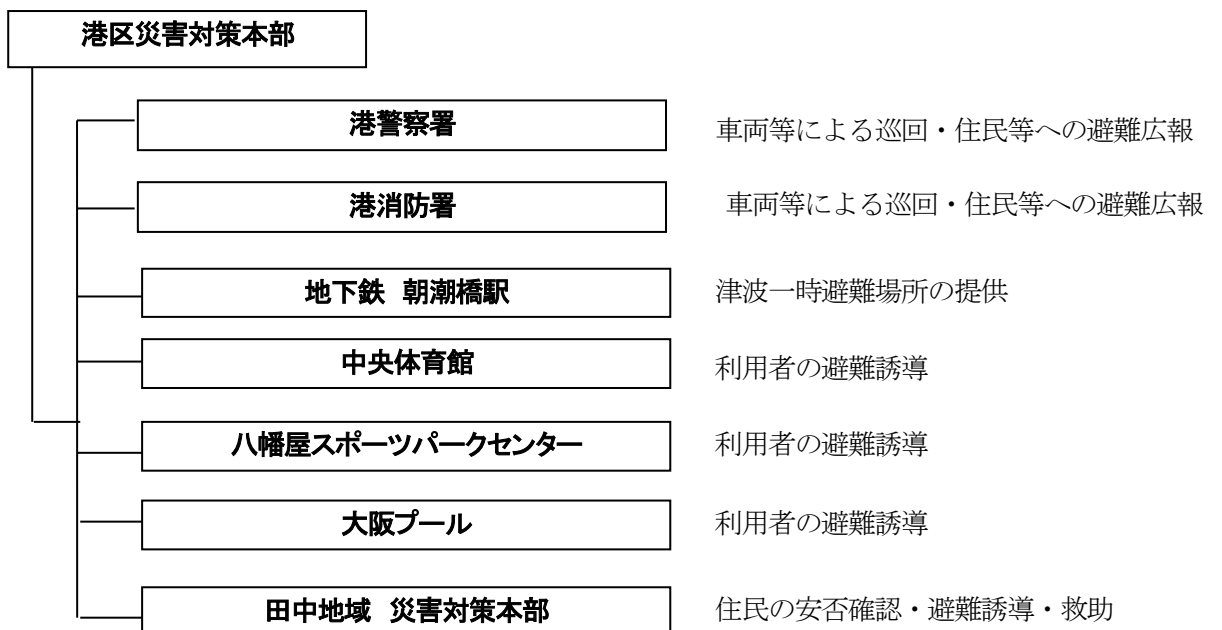


■大規模集客施設周辺の避難誘導にかかる初期初動連絡体制

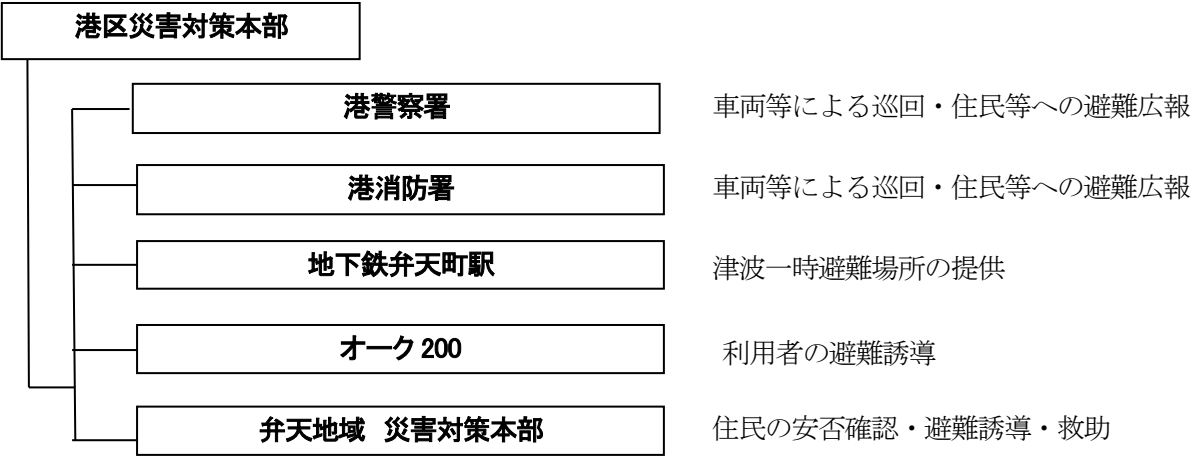
【築港地域（海遊館周辺）】



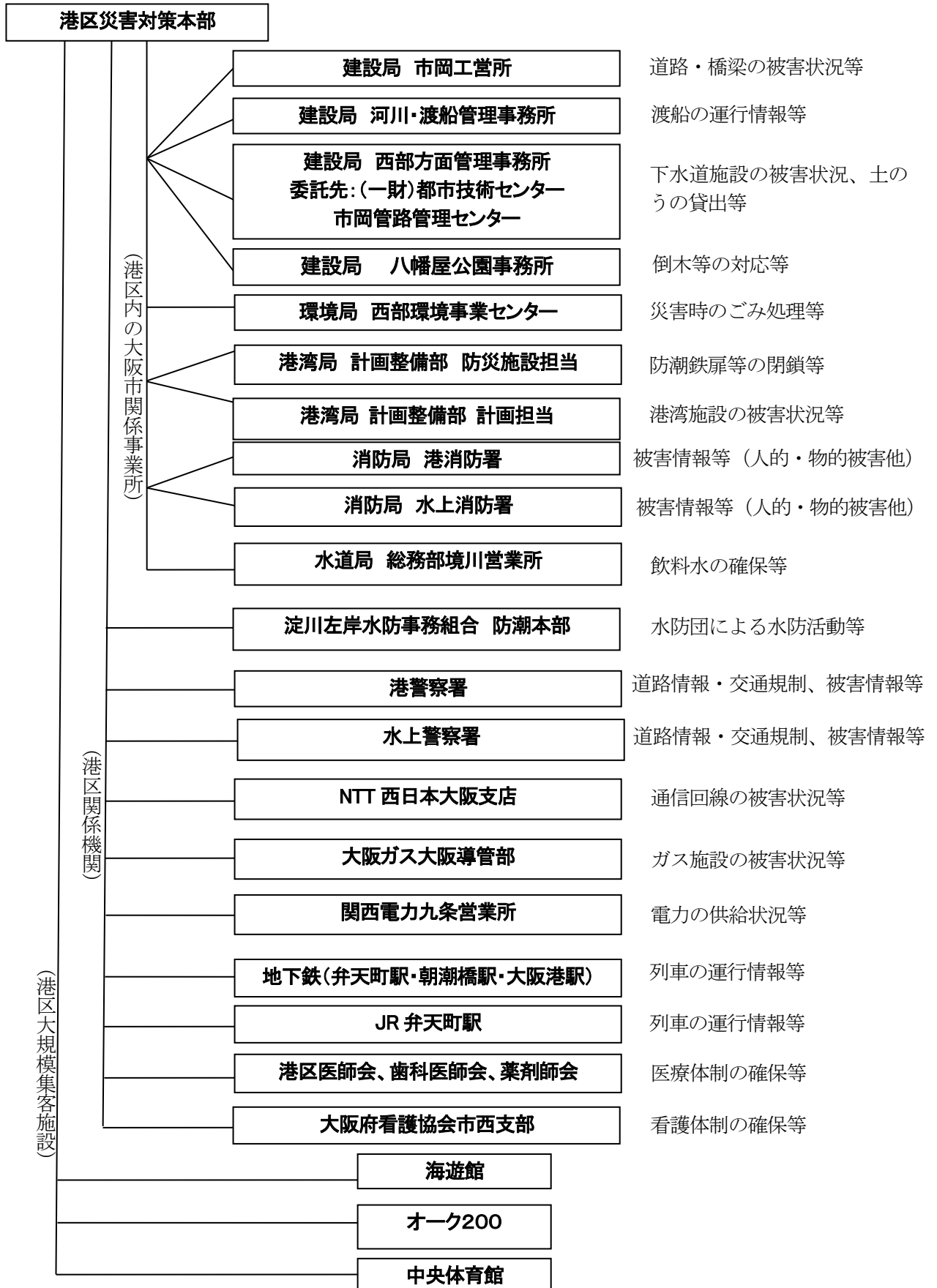
【田中地域（中央体育館周辺）】



【弁天地域（オーク 200 周辺）】



< 風水害 >



5 帰宅困難者への対応

(1) 情報の収集と提供

①帰宅困難者についての情報収集

J R 弁天町駅、地下鉄弁天町駅から弁天町駅周辺に滞留している帰宅困難者に関する情報を収集し、必要な対策を行います。

②帰宅困難者への情報提供

J R 弁天町駅、地下鉄弁天町駅に連絡し、帰宅困難者に対して災害情報等の提供を行います。

(2) 備蓄物資の配付

弁天町駅周辺で被災した帰宅困難者のための食糧等（アルファ化米、ミニクラッカー、保存水、保温シート各 300 人分）を大阪市教育センターおよび J R 弁天町駅に備蓄しています。

帰宅困難者の滞留時間が長時間にわたる場合には、可能な限り区職員を派遣し、弁天町駅前に所在する契約管財局の港区災害対策本部要員と共に帰宅困難者への食糧等の配布活動に従事します。

また、弁天町駅周辺の企業防災サポーターに連絡をとり、従業員の応援を要請します。

6 広報活動計画

(1) 緊急広報

危機管理部・区本部等は、同報系無線等を使用して市民の安全に係わる緊急広報（大津波警報又は津波警報発表時、大火災発生時等の避難勧告等）を実施します。

①区本部が実施する緊急広報

区内において地震火災などの危険が切迫し、区本部長が警察署長や消防署長、水防関係責任者等と協議のうえ、区民等に避難のための立ち退きの勧告・指示を発令した場合、庶務班は、すみやかに緊急広報を実施します。

②緊急広報の手法

- ・ツイッター、フェイスブック、ホームページによる広報
- ・職員による広報
- ・青色防犯パトロール車両による広報
- ・環境局西部環境保全監視グループの車両等、郵便局のバイク等による広報

③区が実施する緊急広報内容

- ・緊急広報の内容は、「避難勧告・指示を発令した理由」「避難勧告・指示の対象区域」「避難先及び所在地（広域避難場所名称等）」「避難経路（指定避難路名称等）」のほか、避難に際しての注意事項等とします。
- ・緊急広報の文章は、市本部から各区本部へ都市防災情報システムや無線 F A X で送付される文章の他、区独自で事前に準備した文例をもとに実施します。

(2) 一般広報

①区が実施する一般広報内容

■災害情報

- ・災害の発生状況
- ・津波等に関する情報
- ・応急対策の実施状況
- ・避難勧告・指示の状況
- ・市内の被害状況
- ・家庭・職場での対策と心得
- ・その他必要な事項

■生活関連情報

- ・電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込み
- ・食糧・生活必需品の供給状況
- ・道路交通状況
- ・鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況
- ・医療機関の活動状況
- ・その他必要な情報

■救援措置情報

- ・被災証明書の発行情報
- ・相談窓口の開設状況
- ・税・手数料等の減免措置状況
- ・救援援護資金等の融資情報
- ・その他必要な情報

7 飲料水、食糧、生活関連物資の供給計画

(1) 応急給水計画

水道部は、災害時、情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立し、業務を推進するとともに、区本部や自主防災組織等市民の協力を得て、以下の応急給水を行います。

①応急給水の方法

- ・水道部は、広域避難場所、災害時避難所等に応急給水の拠点となる仮設水槽を設置し、浄・配水池を水源とする車両運搬でこれに対応します。(拠点応急給水方式)
- ・飲料可能な耐震性貯水槽が設置されている広域避難場所等については、その水を活用します。
- ・災害時避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽の水の活用を図りながら応急給水拠点の早期開設に努めます。
- ・災害時避難所では、飲料水を備蓄しており、それを活用します。
- ・水道部は、医療・福祉施設等の重要施設に対し車両による運搬給水によって必要水量の確保に努めるものとし、ポリタンクの緊急輸送や受水槽への注水作業を行います。(運搬給水方式)
- ・水道部は広域避難場所等の防災拠点や重要施設への給水ルートの優先復旧に努め、通水した地点より順次仮設給水栓を設置します。(拠点応急給水方式の拡充)

②広報体制

- ・水道部は拠点応急給水や運搬応急給水等、応急給水全般の状況、復旧作業の進捗状況や見通し等を市本部に連絡します。
- ・危機管理部は、前記の状況を報道機関等を通じて被災者に広報します。

■区が実施する応急給水内容

- ・災害直後は、備蓄飲料水の活用を図ります。
- ・避難所主任等は、水道部が設置する仮設水槽、既設の水槽や高架水槽、広域避難場所等における飲料用耐震性貯水槽の活用を図ります。
- ・避難所主任等は、避難所内の応急給水拠点等の水質保全のため、食品衛生対策班（保健所：健康局において編成）に対し、水質検査等を要請します。
- ・区本部は、区内の応急給水等の状況を把握し、その状況を掲示等により広報します。

（２）食糧供給計画

①食糧供給の順位

食糧供給は、次の順位で行いますが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができます。

- ・災害対策用備蓄食糧（煮炊不要食（アルファ化米）、乾パン（ビスケット）等）
 - ・流通業者等からの調達食糧（弁当、パン等の既製食品）
 - ・米穀小売業者等からの調達食糧

②食糧供給の対象者

- ・避難所に受入された者
- ・住家に被害があり、炊事できない者（在宅避難者）
- ・通勤・通学者、旅行者等

③食糧供給の品目

供給品目は、煮炊不要食（アルファ化米）、乾パン（ビスケット）、お粥等、弁当、パン、粉ミルク、米穀、副食等とする。

④食糧の調達方法

- ・市本部は、区本部長より食糧供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より、備蓄食糧の輸送を行い、なお不足する場合は、協定締結業者より食糧品の調達を受けます。また災害救助法が適用された場合は、大阪府より災害救助用食糧の引き渡しを受けます。
- ・前記により、なお不足する場合は、他都市等に応援を求めます。
近畿圏の他都市中央卸売市場との相互協力により、応急食糧を含む生鮮食糧品の確保を図ります。

⑤食糧供給の実施方法

- ・食糧供給の場所は、原則として災害時避難所とします。

- ・食糧供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行います。また、食糧の配給については被災者自らが行いますが、支援を要する者については配慮します。
- ・炊き出しを行う場合、学校等の給食施設については、施設管理者と十分協議のうえその活用を図ります。

(3) 生活関連物資供給計画

①実施体制

■災害救助法が適用された場合

同法の規定に基づく被災者に対する衣料・生活必需品の給与又は貸与は、原則として市民部長および区本部長が実施します。

■災害救助法が適用されない場合

被災の実情に応じ、適宜同法に定める基準の範囲内で物資の給貸与を行います。

②生活必需物資の備蓄品目種類

寝具（毛布）、肌着、身回り品（生理用品等）、日用品セット（石鹸、歯ブラシ、タオル、コップ等）、トイレットペーパー、大人・幼児用紙オムツ、杖等その他として、ラジオ、懐中電灯、防水シート、ポータブルトイレ、間仕切り等

③衣料・生活必需品の輸送と配分

- ・福祉部等は、あらかじめ必要な人員を確保するとともに、災害が発生した被災地に物資を輸送する必要があるときは、速やかに活動しうよう体制を整備します。
- ・救援物資の輸送に当たっては、迅速な輸送の確保を期するため、事前に区本部あて連絡をとります。
- ・輸送は原則として被災区の避難所まで福祉部等が行い、配分は区本部が行うものとし、必要に応じて自主防災組織の協力を得て実施します。また、あらかじめ供給協力要請している協定締結団体等及び他府県等からの応援で対処します。

8 医療・救護計画

(1) 初期初動医療救護活動

①市本部救急医療調整班（以下「医療調整班」という。）

- ・市本部が設置された場合、医療調整班が自動的に組織され、関係機関が集まる体制とします。

■医療調整班の任務

- ・救出・医療関係機関との調整
- ・医療救護班の調整

- ・緊急輸送の調整（ヘリ、船舶等の運用）
- ・医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

■救護所の設置

災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置します。

- ・災害現場又は現場付近
- ・避難場所（災害時避難所、広域避難場所）
- ・特例場所（被災地周辺の医療機関等）

②派遣要請及び派遣

- ・消防部は、災害現場の状況により医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請します。
- ・区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請します。
- ・医療調整班は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ、日赤救護班、市立医療機関救護班、府立医療機関救護班、国立医療機関救護班、公立医療機関救護班、大阪府医師会救護班（JMAT）、自衛隊救護班、ボランティア医師による医療救護班等の派遣要請を行います。医療調整班は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示します。
- ・本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、医療調整班において総合的に調整し、派遣先を指示します。区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を医療調整班に報告します。

③区医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携

区本部は、「災害時における医療救護に対する活動協力についての確認書」に基づき、区医師会、歯科医師会、薬剤師会に医療救護活動を要請します。

（２）長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

- ・災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は健康部の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図ります。
- ・運営管理及び外部との総合調整は区本部長が指名した者が行います。
- ・内科系を中心としたチーム編成に切り換えます。
- ・薬剤師を派遣し、薬品管理等を行います。
- ・精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加えます。
- ・薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図ります。
- ・他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行います。
- ・医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断します。

(3) 保健師等による健康相談

①保健師等の派遣体制の確立

区本部は、災害時避難所の状況を調査し健康部の協力を得て避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣します。

②保健師等による健康相談の実施

保健師等は、救護所において又は各災害時避難所等を巡回し、被災者の健康管理、栄養指導等を行います。特に、支援を要する者に対しては、重点的に対応します。

9 行方不明者の搜索、遺体の処理、火葬計画

(1) 行方不明者の搜索

危機管理部は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者の搜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（警察、消防、自主防災組織、海上保安監部及び自衛隊等）と連携をとり、あらゆる手段をつくして実施します。

(2) 遺体の仮収容（安置）所の設置

区本部は、必要に応じて自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、遺体仮収容(安置)所の設置及び管理運営を行います。

区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保します。

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、危機管理部が、遺体仮収容(安置)所等の設置について、区本部、府警察、葬儀業者と総合調整を行います。

(3) 斎場への遺体の搬送

多数の遺体が発生した場合は、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入れ体制を調整し搬送します。

(4) 遺体の火葬

- ・環境部は災害発生後、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定します。
- ・環境部は、市内の斎場が地震等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、危機管理部と調整し府に対して必要な措置を要請します。

10 ボランティアの調整計画

この計画は、災害時に応急対策を実施するうえで、ボランティアとの効果的な連携を行うための事項を定めたものです。

(1) 区災害ボランティア活動支援センター

①センターの設置

災害発生時、区本部は被災状況及びボランティア参集等を勘案して、協定締結団体の港区社会福祉協議会の協力を得て、港スポーツセンターに区災害ボランティア活動支援センターを設置するための協議を行います。

区本部から3名の職員をセンターに派遣し、港区社会福祉協議会のボランティアコーディネーターと連携して業務にあたります。

②センターの業務

- ・ 区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・ 被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ・ 市災害ボランティア活動支援センターとの連携
- ・ 災害ボランティアの受け入れ
- ・ 災害ボランティアのオリエンテーション
- ・ 災害ボランティア活動の集約・管理
- ・ 災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

(2) 企業防災サポーター

企業防災サポーターには、災害時に協力可能な内容をあらかじめ登録していただいています。災害発生時、区本部から当該企業に連絡をとり、登録内容をもとに協力を要請します。

■登録内容

- ・ 労務、技術の提供
- ・ 食料品、飲料水、日用品等物資の提供
- ・ 駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放
- ・ 資機材等の提供
- ・ その他 災害対策に必要な協力、支援